

令和4年12月1日

学生各位

留学生・国際交流室

令和5（2023）年度宇都宮大学協定校私費留学生募集要項

このことについて、以下のとおり募集します。

1. 対象協定校及び授業料（目安）

派遣期間： 1学期以上1年以内

大学名（所在国名）	学部	留学開始時期	授業料(目安)
ヴィンセンス大学 (アメリカ)	・ビジネスおよび行政学部 ・社会科学、舞台芸術および コミュニケーション学部 ・健康科学および人体パフォーマンス学部 ・科学技術学部 ・人文科学部 ・自然科学、工学および数学部	2023年8月	1学期あたり 約3,200米ドル (約45万円)

※上記の「留学開始時期」は、留学期間が1年間の場合の通常の留学開始時期です。それ以外の時期での留学開始を希望する場合は、事前に留学生・国際交流室にご相談ください。

※上記の「授業料」に加えて、寮費、各種手数料、学生登録料、施設利用料等が請求されます。

※実際の授業料は、上記の目安金額から予告無く変更される場合がありますので、ご了承ください。

2. 募集人数：若干名

3. 資格及び条件

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 申請から留学期間満了まで本学の正規課程に在学する者であること。ただし、渡航の時点で少なくとも1年以上本学に在学していなければならない。
- (2) 心身共に健康で、外国で長期に渡って生活する上で支障のない者であること。現在通院又は投薬等の治療を受けている者は、かかりつけ医の了承を得、必要に応じて医師の診断書を提出しなければならない。
- (3) 成績優秀で人物等に優れており、指導教員が申請を承認する者であること。
- (4) 保証人（原則として父母など親族）から留学の内諾を得ており、保証人との連名による誓約書を速やかに提出できること。
- (5) 協定校が定める入学条件を満たす者であること。ただし、語学要件については、学内選考申請の時点では要件を満たしていなくても申請可能とするが、留学開始時には要件を満たす見込みがあること。

大学名（所在国名）	必要語学要件等
ヴィンセンス大学 （アメリカ）	出願時の語学要件は無いが、正規課程の授業を履修するためには、TOEFL (iBT) 71 又は IELTS 6.0 以上が必要。また、上記に関わらず、留学生は入学時に現地での英語能力試験の受験が必須であり、その結果により、語学研修 (ESL) 受講の要否が決定される。

- (6) TOEFL、IELTS、TOEIC、英検等の語学能力試験の成績書を提出可能であること。
- (7) 本学の授業料を遅滞なく納めており、かつ、留学にかかる諸費用（授業料・渡航費・現地生活費・教材費等）を負担する十分な支弁能力があること。
- (8) 申請時までには” Learning +1” 「グローバル人材育成プログラム」受講登録を済ませていること。

4. 申請方法

以下の書類2点を揃えて、提出期限までに留学生・国際交流室へメールで送付してください。

- (1) 令和5（2023）年度宇都宮大学協定校私費留学学内申請書
- (2) 語学能力を証明する書類（各種語学試験の合格通知のコピー）

（注）宇都宮大学で受験した TOEIC IP テストの結果にて申請予定だが、そのスコアレポートを紛失してしまった場合は、留国室にて記録を確認するため、申請時、その旨をメール本文に記載すること。

- ・送付先メールアドレス：exchange@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp
- ・件名：令和5（2023）年度協定校私費留学学内選考申請書（学籍番号・氏名）

※例年、申請書類の1つに含まれる「個別成績表」については、留学生・国際交流室が令和4年度前期までのものを手配し、選考書類に加えることにしますので、提出の必要はありません。

※メール送付後、3営業日（平日）以内に留学生・国際交流室から「受信確認メール」が届かない場合は、必ず電話で確認してください。

- ・電話番号：028-649-8166

5. 提出期限

令和5年1月10日（火）（期限厳守）

6. 派遣留学生の決定

- (1) 申請した学生は、各所属学部・研究科の承認を得た後、宇都宮大学の推薦の下、留学生・国際交流室を通して派遣先である協定校に出願する。協定校から入学許可が下りた時点で正式な派遣留学生となる（※協定校から入学許可が下りなければ留学はできない）。
- (2) 所属学部・研究科の承認の可否の決定及び具体的な出願手続きに関する連絡は2月下旬～3月上旬を予定している。

7. 授業料の額及び納入方法等

必要額を事前にまとめて支払う場合が多いため、そのつもりで予め用意しておくこと。詳細は後日個別に通知する。

なお、出願時に約 200 万円の預金残高があることが必要である。

8. 休学について

留学期間中、宇都宮大学を休学する場合は、修学支援課または陽東学務課において事前に所定の手続きを行うこと（※休学期間は在学期間に含まれないため、留年が確定します）。休学せずに留学することも可能だが、その場合は各協定校への授業料に加え、本学の授業料も納入すること。

9. 単位互換について

単位互換を希望する場合には、留学前及び留学終了後に修学支援課又は陽東学務課において、所定の手続きを行うこと。

10. その他注意事項

- (1) 留学先では、宇都宮大学の学生として留学するという自覚と責任の下、行動すること。
- (2) 留学のために必要な諸手続き（パスポート・ビザ取得、予防接種等健康管理のための諸準備、海外留学保険への加入、現地情報収集等）については、自身の責任において行うこと。
- (3) 令和 5（2023）年夏開催予定の渡航前危機管理オリエンテーションに必ず参加すること。
- (4) 留学が決定した場合、本学指定の海外留学保険に加入すること。留学先大学が指定する保険がある場合は、それら両方に加入すること。
- (5) 協定校私費留学も、各種派遣留学生向けの奨学金の対象になる。関心のある者は早めに留学生・国際交流室の窓口まで問い合わせること。
- (6) 交換留学（第 2 次募集）との併願も可とする。その場合、令和 5（2023）年度宇都宮大学協定校私費留学学内申請書の所定欄に、希望順位を入力すること。

【問い合わせ・書類提出先】

宇都宮大学 留学生・国際交流室 留学生係

TEL 028-649-8166

MAIL exchange@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp